
令和4年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第2日)

令和4年9月2日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和4年9月2日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第3号 | 令和3年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第2 | 報告第4号 | 令和3年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について |
| 日程第3 | 議案第53号 | 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第4 | 議案第54号 | 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第55号 | 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第56号 | 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第57号 | 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第58号 | 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第59号 | 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第10 | 議案第60号 | 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第41号 | 令和3年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第42号 | 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第43号 | 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第44号 | 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第45号 | 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議案第46号 | 令和3年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議案第47号 | 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 議案第48号 | 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第19 | 議案第49号 | 令和3年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第20 | 議案第50号 | 高千穂町消防団条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第51号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第52号 | 高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の |

一部改正について

- 日程第23 議発第1号 高千穂町名誉町民の称号贈与について
日程第24 議発第2号 高千穂町名誉町民の称号贈与について
日程第25 議発第3号 高千穂町名誉町民の称号贈与について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第3号 令和3年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
日程第2 報告第4号 令和3年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
日程第3 議案第53号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）
日程第4 議案第54号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5 議案第55号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第56号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第57号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第58号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第59号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第60号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第41号 令和3年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議案第42号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 議案第43号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 議案第44号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 議案第45号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 議案第46号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 議案第47号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 議案第48号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第19 議案第49号 令和3年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第20 議案第50号 高千穂町消防団条例の一部改正について
日程第21 議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第22 議案第52号 高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

日程第23 議発第1号 高千穂町名誉町民の称号贈与について

日程第24 議発第2号 高千穂町名誉町民の称号贈与について

日程第25 議発第3号 高千穂町名誉町民の称号贈与について

出席議員（12名）

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
10 番 坂本 弘明議員	11 番 工藤 博志議員
13 番 富高 友子議員	14 番 佐藤 定信議員

欠席議員（1名）

12 番 富高健一郎議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	有藤 寿満
財政課長	興梠 貴俊	総合政策課長	戸高 雄司
税務課長	林 謙一	町民生活課長	甲斐 利一
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史
農地整備課長	江藤 武憲	建設課長	甲斐 徹
会計管理者	飯干 美恵	病院事務長	綾 浩樹
保健福祉総合センター所長			興梠 晶彦
上下水道課長	湯川 哲		
教育委員会次長兼教育総務課長			山下 正弘
監査委員	中尾 清美		

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、おはようございます。

富高健一郎議員は欠席されています。

御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 報告第3号

日程第2. 報告第4号

日程第3. 議案第53号

日程第4. 議案第54号

日程第5. 議案第55号

日程第6. 議案第56号

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

日程第9. 議案第59号

日程第10. 議案第60号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、報告第3号から日程第10、議案第60号までの報告2件、補正予算議案8件、合計10件を一括議題として質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。

また、質疑が提言、要望にならないように気をつけて発言願います。

質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。

議案53号令和4年度高千穂町一般会計補正予算について、まずは企画観光課長にお尋ねしたいと思います。

議案集の13番の27ページ、27ページの宿泊予約システム構築補助金の関連についてのまず事業説明をお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） 板倉議員の質問にお答えいたします。

宿泊予約システム構築事業についてですが、これにつきましては、旅館業組合のサイトで予約システムを作ることと、また、ホームページを作ることにより、大手の予約サイトに比べ手数料が安く、観光客の方が予約した際に手数料が安いために旅館にとっても高い手数料を予約サイトに払う必要がなくなるという利点がありまして、旅館組合と共に進めている事業でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 新聞記事にも紹介されていたんで見たんですけど、宿泊のデータを、そのことで、町として活用していくということも書かれていたんですが、そのあたりの説明もお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それにつきましては、委託料の３段目です。宿泊データ分析システム構築委託料ということであります。

今回、旅館組合がサイトコントローラーというものを統一化するという動きで、サイトコントローラーというのが、予約サイト、じゃらん、楽天だったり、るるぶとかいう予約サイトと契約をされて、お客様を受け入れているんですが、そのサイトを、コントローラーを統一化することによって、宿泊者のデータが集まってくると。そのサイトコントローラーに。そういったデータを町が活用できないかということで、宿泊データの分析をするシステムの構築の委託料というのを計上しております。

この集まったデータ、ですので、雲海の時期は押方の民宿が多いとか、宿泊者が多いような予想とか、我々が予想で感じていることだったりすることをデータで見ることができるということで、高千穂町の観光にとっても、非常にデータが使えて、これからの観光振興につなげられるということになっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） そのサイトコントローラーを統一して、町としても、宿泊のデータを取れるようになるということですが、宿泊のデータについてはこれまでも観光統計等で作っていたので、これまでもアナログで取っていたものが、今後はより手軽に取れるようになるということになるんだろうと思うんですが、データを取るということについて、今までアナログだった方法がＩＴの力で簡単になるということ以上に何かメリットがあれば、お教えください。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） メリットにつきましては、宿泊のデータを旅館組合と共有するというので、その日にどのぐらい、どの旅館に宿泊者がいるようなデータというのも見ることができるということで、やっぱり、宿泊者の傾向とか、年代とか、そういったことまで見れるので、この時期はどうだとか、この時期の宿泊の傾向はどうだとか、そういったことが見ていけると。今までアナログで聞いていたときは1年間の宿泊者数を、1年分の数を頂いていたので、そういったタイムラグとか、この時期に宿泊者がどれくらいいるといったことが知れることが、その時期、そのときに知り得ることができなかったということで、そういったことで利点があると思います。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 今まで、そういう1年分のデータしか扱えなかったのが、これからはリアルタイムに扱えるようになるということで理解しました。

そのデータを取って、さらに、今後の高千穂町の観光振興に生かしていくということだろうと思うんですけども、よく高千穂の観光の課題として言われるのが、観光のシーズンのときには非常に来るんだけど、シーズンオフのときには、もうさっぱり来ないといえますか、シーズンオンとオフの差が非常に大きいというのが高千穂の観光の課題だということは非常に聞きますし、私個人的なこと言うと、ホテルでアルバイトをしているんですけど、そういうところからも体感としてあるんですけども、ただ、私が思うに、このシーズンのオンとオフの差がなくなって均一になれば理想なんだろうけど、多分、この差をなくすということは、多分無理だと思うんです。やはり、季節的なこともあると思いますし、カレンダーといえますか、休みの都合とかもあるので、やはり、ゴールデンウィークとか、シルバーウィークとかには人が来るという状況を解決するというのは恐らくかなり難しいなと思っています。じゃあ、何ができるのかなというときに、そういうシーズンのとき、ゴールデンウィークですとか、シルバーウィークのときに、宿泊の料金をいかに釣り上げるかということが宿泊事業者にとっては非常に大事になってくるのかなということを考えております。

そのあたり、例えば、町として、そういうデータを分析して、宿泊事業者の方に宿泊の料金をここまで上げてもいいんじゃないかとか、そういった提案とかをしていく考えがあるのかどうか、企画観光課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） やはり、観光シーズンにおいては、宿泊場所が少ないと感じたりする場合がありますし、我々が例えば、野球のキャンプを見に行くときとかは、宮崎市のホテルも値上げをしたりしております。今度、サイトコントローラーを統一することにおいて利点

というのは、シーズンにおいて、旅館が、この時期は幾らにしようと、値上げをしようとか、値下げをしようとかいった際に、そのシステムに入力すれば、全てのじゃらんとか、るぶとか、楽天とか、全ての料金が一括で変わっていくということでいう利点がありますので、こういったデータを活用しながら、閑散期の適正価格だったり、そういったことを組合と一緒に、旅館業組合と一緒に検討していくことができるんじゃないかと思っております。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、そういったことも、町としても取り組んでいただいて、どのような料金設定にすれば、宿泊事業者の方にとって利益が最大になるのかというところ町も一緒に考えていけたらいいのかなと思っていますので、ぜひ、そういったことをしていただければなというふうに思います。

あともう1点、行政として取り組んでいただきたいのは、高千穂町、町としての観光のPRですね、プロモーションのところかなというふうに思っています。

今回の事業で宿泊のデータが取れるということですが、恐らく宿泊の予約が何か月前に取れたかという、そういうデータも取れるんじゃないかなというふうに期待をしています。もし、その予約が何か月前にされたのかというデータが取れたら、例えばですけど、ゴールデンウィークの予約が2か月前に取られているという傾向が見られたら、2か月より、ちょっと前の2か月半前とか、それぐらいに町としてプロモーションといいますか、観光のPRができれば、非常に効果的なプロモーションができるのかなというふうに、私個人としては考えているんですが、今回のシステムを入れることで、そういった町としての観光のPRですとか、プロモーションにどのように生かしていけるとお考えなのか。そういう考えがあるかどうか、企画観光課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） なかなかコロナの関係でイベント等の情報とか、イベントがなくなったり、神楽も、夜神楽も、今後、神事だけとか、そういった場合もございますが、神楽シーズンであったら、この時期に早めに予約をされているとか、ゴールデンウィーク前とか、そういった予約の状況とかを把握できるようになれば、きちんとホームページ、フェイスブック等で、しっかり情報は出して活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） この件について、最後に、町長にもお尋ねしたいと思います。恐らく町長の意志もあつてのことだと思いますので、町長として、今回このシステムを入れることで、今後どのように高千穂の観光振興を図っていくのか、お考えがあれば、お聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから企画観光課長が説明しているとおりでありますけれども、今回サイトコントローラーを、町内19旅館業組合としてはあるんですが、今回サイトコントローラーを統一しようとして、そして、高千穂町の宿泊施設全体でプロモーション、宿泊を増やす、また、一緒になってプロモーションしていきましょうという取組を説明していく中においては、ほかのこれまで加入していなかったところのお宿さんも、じゃあ、私たちもそれに加わりたいですよというお話もあったというふうに旅館業組合長から聞いております。高千穂町の旅館業組合がより一つになって取り組もうという、そのきっかけにもなっているかなというふうに思っております。

サイトコントローラーを統一することによって、高千穂のほかのお宿さんが別のお宿さんの予約状況とか、そういったところまで見れることになりますし、旅館業組合として、全体として、枠を、宿泊の予約枠を確保して、全体で売っていくと。その中に、先ほど御質問にありましたように、シーズンによって、値段を全体的に上げていきましょう、あるいは下げていきましょうというようなこともできるということでありました。

また、先ほど説明がありましたとおり、観光統計について、これまでは、各旅館、お宿が正づけといいますか、して、日々、あるいは、観光シーズンの後に役場に報告書を出していただくというような流れでしたが、それが、役場にも端末を置くことによって、すぐ見るができる。お宿の負担は大分減るということになります。そういった利点もありますし、そういった、お客様にアンケート調査等を行って、どこから入り込んでいるかというのは登録しているのを見れば分かるんですけれども、何泊されているとか、あるいは、観光消費動向などもアンケート調査等をやることによって分析ができると。宿泊のデータと消費動向、そういったところを関連づけて、次の施策につなげていく。データサイエンスと言うらしいですけれども、そういった手法を取り組んでいこうということでもあります。

一元化することによって、実は旅館業組合では、これまでは、先ほどありました、じゃらんとか、楽天トラベルとか、そういった旅行会社のサイトの入り口から予約しかできなかったものを、高千穂町旅館業組合として、高千穂町のお宿の予約ができるホームページを立ち上げたいと。簡単に言えば、ホームページということになりますが、そこから高千穂のお宿が選んで予約ができるといった、そういったサイトを立ち上げたいということ考えているようです。

九州内では、黒川温泉とかぐらいしかないというふうに私は聞いておりますけれども、それを宮崎県では多分初めての地域になろうかと思っておりますけれども、町が一体となって、そういったことをお宿としてプロモーションし、予約サイトまで持って、観光シーズンの情報だとかを出しているところはなかなかないというふうに聞いていますので、旅館業組合全体として、高千穂町の

お宿一体となってプロモーションをしていく。そして予約ができるサイトを立ち上げる。高千穂に泊まろうと思ったときに、そこを見れば分かるんだといった、そういったサイトになろうかと思っていますので、まだ、今回の補正を可決いただかないと契約はできませんが、今考えている鉄道旅行、鉄道情報システムさんも、高千穂をそういったモデルとして捉えていただいているということで、破格値で、ぜひやりたいといったこともおっしゃっていただいておりますので、旅館業組合と役場とそして商工会、観光協会等も含めて、一体となって、さらにプロモーションしていき、高千穂にお客さんに来ていただくということを取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 新聞報道のほうでも、非常に全国でも珍しい先進的な取組だという報道をされていまして、ぜひ、今回の事業で、町の観光振興につなげていただきたいというふうに思います。

この件については、以上です。

あと、もう１点、今度は２３ページですね、２３ページの福祉保険課長にお尋ねしたいんですが、２３ページの児童相談支援システム導入委託金で、２７７万円が上がっていますけども、この件についてのまず事業説明をお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） この児童相談システム導入についてですが、児童福祉を担当しています福祉保険課と母子保健を担当していますげんき荘をシステムでつないで、どちらからも入力、また閲覧ができるような形にして、どういった相談があったときに、以前、この子はこういうことで支援をしたとか、そういった情報を共有して、スムーズな支援につなげるためのシステムでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 今度、こども家庭庁ができるということの関連もあるのかなと思うんですが、こども家庭総合支援拠点を町福祉保険課内に設置するということも聞いているんですけど、そのあたりの説明もお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 来年の４月に設置予定なんですけども、子ども家庭総合支援拠点というものを設置しまして、管内に所在する全ての子供とその家庭及び妊産婦を対象として必要な支援を行うことにしております。特に要支援児童及び要保護児童等へ支援業務を強化する

ということで設置する予定です。また、げんき荘にあります子育て世代包括支援センターとの連携も図るために、このシステムを活用していく予定としております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 私もこういうことを知らなかったんで、勉強したんですけども、子ども家庭総合支援拠点。その役割としては、今、課長から説明があったとおりでんですけども、役割として、具体的なところで言うと、一つには、児童虐待とか、そういうリスクのある児童ですとか、家庭に対して支援をするのがここの役割になるのかなというふうに理解していますが、そういう私の理解でいいのかどうか。再度、福祉保険課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 今、板倉議員が言われたとおり支援の必要な、虐待関係ですね、要支援児童や要保護児童等への支援が主なものになると考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） ありがとうございます。そういう児童虐待などのリスクのある児童や家庭に対して支援するということで、げんき荘と福祉保険課の連携を強化するために今回システムを導入するということだと理解しています。

これまでも、げんき荘と福祉等で連携していたんですけども、今まで以上に連携をしていくということだと思うんですが、その全ての子供をとということで、ゼロ歳から１８歳までということですので、げんき荘と福祉はもちろんなんですけれども、それに合わせて、例えば、保育園ですとか、幼稚園、小学校、中学校ですとか、教育委員会も入ってくるのかなと思うんですが、そういった関連機関との連携も今まで以上に連携強化をする必要があるのかなと思っているんですが、そのあたりの関係機関との連携強化というところで、どういうお考えがあるのか、福祉保険課長にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） これまでも要保護児童対策協議会などを通じて、保育園、教育委員会等、その児童の所属しているところと連携してやってきたんですけども、今まで以上に支援拠点に入る支援員の方に保育園を回ってもらって、学校訪問してもらったりして、強化を図っていく予定です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） ぜひ、今まで、この子ども家庭総合支援拠点ができることで、

今まで以上にそうした関係機関との連携が強化されることを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

あと、正直、私も、こういう子ども家庭総合支援拠点というものができるということを今回初めて知ったんですけれども、こういうものができるということについて、町民へ啓発することも非常に大切なのかなというふうに思っています。役割として、先ほどからお伝えしていますとおり児童虐待などのリスクのある児童ですとか、家庭を早期に発見して支援するということがあるわけですので、そのためにも町民からの情報提供というところも非常に大切になってくるのかなと思っています。警察とか、児童相談所に通報するほどではないけども、ちょっと気になることがあったら、その子ども家庭総合支援拠点に連絡してくださいということが町民に認識される必要があるのかなと思っております。

また、そういう児童本人から、あるいは子育てで悩んでいる保護者の方など、当事者からいかに相談をしてもらおうかということも非常に大切なのかなというふうに思っています。そのためには子ども家庭総合支援拠点の周知に非常に力を入れる必要があるのかなというふうに個人的には思っております。こういうことで周知と言え、よく答弁であるのが、広報誌ですとか、テレビ高千穂ですとか、最近でしたら町の公式ライン等で周知を図りますという答弁をいただくことが多いんですが、それはやはり最低限のことかなというふうに思います。最近、公民館に入っていない家庭も結構いますし、テレビ高千穂を見ない家庭というのも多いでしょうし、また、町の公式ラインを入れていないという人も、やはり、まだまだ多いのかなというふうに思います。孤立しがちな人ほど、そういう傾向にあるんじゃないかなと思いますので、様々な方法で周知をしていただきたいなというふうに思っていますが、ここで最後に福祉保険課長にお尋ねしたいと思うんですが、その周知について、どのように取り組まれるお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 周知につきましては、今、板倉議員が言われていたようなことは考えていたんですけども、それ以上に、学校などに生徒一人一人にそういうお知らせをするとか、そういったものができればいいかなと思います。

以上です。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 8番、中島です。

議案第53号一般会計補正予算について、保健センター所長にお伺いいたします。

ページ14ページの歳入の衛生費国庫補助金で、新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金として、119万9,000円が計上されておりますが、補正の歳出の部分のところには、そ

ういった名目での事業が出されてないんですけども、これは一体どういった事業なんですか。教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

この歳入の119万9,000円につきましては、今、ワクチン接種の集団接種で使っております武道館のほう、昨年度かなり長期にわたって使用させていただいておりましたが、床のほうで資材の搬入搬出、何度もセッティングしては、また解体し、またセッティングしてということをお繰り返しているうちに床を傷めておりまして、それを修繕するために今回上げさせてもらっております。

議案集の25ページの衛生費、保健衛生費、そこの予防費の中に新型コロナワクチン体制確、じゃなくて、じゃないですね。その上に需用費の修繕料ということで、119万9,000円、こちらを上げさせていただいているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 現在は武道館で4回目のワクチンの接種が行われておりますけれども、65歳以上の方の接種希望者人数というのは3回目と比べてどのような状況でしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 保健センター所長。

○保健福祉総合センター事務長（興梠 晶彦事務長） お答えいたします。

現在、申込みのほうで4,297名上がっております。当初の予定では5,000名ぐらいを見ておったところですけども、単純に今回の場合は60歳以上と基礎疾患のある方がいらっしやいますので、3回目の接種と比較するのがなかなか数字がなかったんですけども、同じ60歳以上というふうに見ますと、3回目のときに4,877名の申込みがあっておりますので、3回目接種されてから、そのうちの88.1%の方が申込みをされているような状況です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 続いて、ちょっと関連なんですけど、総務課長にお伺いしたいと思います。

本町において、8月31日現在1,123例のコロナウイルス陽性者の方が確認されております。自宅療養者の数を教えていただきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

9月1日現在196名の方が自宅療養されております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 自宅療養されている方たちの病状の判断目安として、パルスオキシメーターがあります。他の県では、パルスオキシメーターを貸し出したりしている県もありますけれども、本町においては、そういった事業は行われているのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） お答えいたします。

オキシメーターにつきましては、保健所のほうがそれぞれ陽性者、あるいは、等に連絡を取ったときに、その病状を確認していただいております、その中で必要がある場合に、保健所のほうから対応していただいているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 今回の補正で接種会場の修繕費が計上されました。5回目のワクチンがされるのではないかなというふうに予定されているということを聞きますけれども、密にならないために武道館で接種されることと思います。今後も1人でも多くの方が接種されるようにしっかりと努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤。

議案53号について、一般会計であります、農林振興課長にお伺いしたいと思います。

今回、第12回の全国和牛能力共進会鹿児島大会が行われるわけですが、先日県代表で本町から7頭の出場が決定したわけですが、これらの農家の皆さん方は6月からの予選、そして8月の県代表予選、そしてまた10月の本選ということで、半年以上にかけて、牛の手入れからいろいろな精神的な面なことで苦労もあったわけなんですけれども、今回の鹿児島大会についての高千穂町代表牛に対する本町の対策をお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 農林振興課長。

○農林振興課長（佐藤 峰史課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

今回、全国和牛能力共進会に出場される農家の方に対しては1件当たり10万円の報償費ということで、御祝い金を送っております。また、実質的な牛の手入れであったり、巡回等を畜産係等で分担しながら実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 畜産農家の方からお伺いしたんですけれども、鹿児島会場がグラウンドであるというようなことで、高千穂町も合同の調教会が９月８日に予定されているというようなことでございます。議会のほうも全協のほうで相談を申し上げまして、朝、調教があるということでもありますので、調教会に激励に行ったらということで申合せをしたところでございますが、執行部におかれましては出勤前の時間帯と思いますが、極力こういった非常に７頭も行くというのは、前代、過去にもなかったかというふうにも思っております。高千穂町上げて、高千穂牛の銘柄開発、また、宮崎牛の銘柄のつながることだと思っておりますので、そういった部分で、町を上げて盛り上げていかなくてはいけないというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

確かに宮崎県代表牛として、地域としては西臼杵が１番頭数割合大きいということでありまして、宮崎県を引っ張っていくという意気込みで、今、ＪＡ、また、生産者、町、関係機関一体となって取り組んでいるところであります。

先ほど農林振興課長が申し上げましたとおり、金銭的な面では全協に向けての１０万円。また、宮崎県代表牛決定審査に進んだ時点で３万円を支給しております。また、いろんな大会、予選等に行って、一晩中、牛を見守ると、交代で、そういったところも、農協の職員、また、あるいは町の職員も、その会場で夜を明かすといったところも、全共の場でもそういったことが出てこようかと思っておりますので、そこらあたりはしっかり対応するようというふうに考えております。

私自身も、これまでいろんな予選また大会の出発式には必ず行って、エールを送ってまいりました。また、９月８日に総合公園のサブグラウンド、下が土だというところで、引き出しという状況があるということでございます。その場において、町としては、御祝い金を渡したいというふうに、今、計画をしているところでございます。

もちろん本番の審査においても、私たちも行つて応援をしたいというふうに考えておりますけれども、また、高千穂町の防災無線等でのそういった大会に出ていますとして、必ずやいい成績を出してほしいと思っておりますけれども、高千穂町民に対しても、機運を盛り上げていくような、そういった取組もしていきたいというふうに考えているところであります。ぜひ、高千穂、できれば、高千穂の牛が日本一になるというところを目指して、一丸となって頑張っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。富高友子議員。

○議員（１３番 富高 友子議員） １３番、富高です。

補正の５３号の福祉保険課長にお尋ねしたいと思います。

負担金補助金及び交付金の働きやすい保育所づくりで予算されておりますが、この中の保育対策総合支援事業費、保育環境改善等に２２０万、その下の保育所等づくり緊急応援事業、保育補助者用に２２６万４、０００円。この中身を教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 富高議員の質問にお答えします。

まず、保育対策総合支援事業、保育環境改善等補助金ですが、これはコロナ対策の資材等を購入する補助金で、各園に要望を取りまして、マスクやいろんな資材を購入する補助金です。国が２分の１、町が２分の１の負担となっております。

次に、働きやすい保育所等づくり緊急応援事業補助金ですが、これは保育補助者を１名雇用しまして、保育士の負担軽減及び、この保育補助者が行く行くは保育士の資格を取りまして、保育士不足の解消にもつながる事業となっております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 富高友子議員。マイクを近づけてください。

○議員（１３番 富高 友子議員） はい。コロナ対策などで、保育所等、学校等も大変気を御遣いになっていると思いますので、どうぞ働く方々たちのことも考えて対策を取っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） 議席番号７番、本願です。

同じく議案５３号令和４年度高千穂町一般会計補正予算について。

ページは１５ページと２９ページになります。建設課長に伺いたいと思います。

まず、歳入で、国庫支出金、国庫補助金で、土木費国庫補助金、景観改善推進事業補助金で１００万円入っております。そして、歳出のほうで、２９ページですか。まちづくり事業費の中で、負担金補助金、交付金で、景観改善推進事業補助金に３００万円使っておりますが、これについては全協で令和４年度の第１回高千穂町景観審議会に出席した議員からも報告を受けておりまして、高千穂神社横のドラッグストアの看板改修、ポールサインの改修に使われるということ聞いておりますが、この件については、景観条例策定前から、議員もそして執行部もいろいろ要望を続けてきて、今回の改修に至ったかと思いますが、景観条例制定前は議員の方が直接会社に出向いて改修の要望をしたけども、なかなか理解されなかったという経緯も聞いております。この企業については、今、企業版ふるさと納税についても本町にさせていただいておりますので、関係性が、年々本町で事業を進めていく中で、関係性がよくなってきたのかなというふうに捉え

ていますが、8月18日に出席した議員の中には、観光協会長が要望したから変わったんだと理解をした方もいるみたいなんですけども、一つの要因かもしれませんが、決して、それだけが要因ではなくて、これまで本町で事業を続けてきた会社の理解と我々議員が、執行部側が企業に働きかけがあってからこそ、この改修に至ったのかと思いますが、その経緯について、建設課長の分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

本願議員おっしゃられましたとおり、コスモス薬品ですか、あそこの部分の景観改善ということになると思います。この件につきましては、先ほど言われましたように、ふるさと納税の企業版ということで、本町と関係性といいますか、そういう協力をしていただいているという中で協議をするという機会も増えましたので、そういう中で、お話が出たということでもあります。その中で、何とか理解をいただいて、色彩の変更ということで、協議を進めてまいったところであります。そういう中で、観光協会ともそういうことを協議していったところ、ぜひ、そういう取組をしてほしいということでありましたので、私、建設課のほうでも、まちづくりを推進している中で、協力、補助等できないかなということで、補助要綱等を策定したところでございます。

その中で、補助要綱等、他自治体のものも参考にしながら、また、国の補助はないものかということで、宮崎県の都市計画課とも連携しまして、本省のほうに協議をしたところ、景観改善推進事業という事業があるということで、先ほど言われました、歳入の100万円というものが見込めるということで、この事業に踏み切ったところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 議員になった当初に、その本社に出向いて改修を要望したという先輩の議員がおられましたので、その当時は費用もかかるので、費用の面で理解を示されなかったのかなとも思っておりましたが、企業版ふるさと納税などしてくれる企業でありますから、決して費用面がネックではなくて、本町の基幹産業が観光であるとか、そういったこともしっかり理解された上で、今回の改修になったのかなと理解しております。

補助要綱を先ほど制定されたと言われましたが、50%補助の上限200万円というふうに全協のほうで質疑議員のほうから聞いたんですけども、今回ポール型の看板、そして、壁面の広告板の改修で、1企業でありますけども、2か所ですね、2か所で合計額が400万円と200万円で半分の300万円を補助する形となっておりますが、その理解で正しいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） そのように計算、計算されたとおりでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 上限200万円でありますけども、今回2か所で300万円ということなんですけども、合算額とか、そういったのは、補助要綱には定められてはないのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 合算額ということではなく、それぞれにという考え方で考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 合算額の上限はないということであれば、看板等が多い店舗等があれば、その1看板について、全て上限の範囲内であれば補助するという事でよろしいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） それぞれに1回限りということで考えていただいて、建物それと看板、それぞれに1回限りずつというような計算にしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 分かりました。私の記憶が正しければ、条例制定前の既存の建物とかには、この条例は適用できないというふうになっていたかと思いますが、その理解で正しいでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 今の要綱が条例に載せられないという意味でしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 条例制定前からある既存の建物には景観条例が適用できないというふうに私は理解しているんですけども、それが正しいか、正しくないかをちょっと聞きたいです。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） この補助要綱は、条例、景観計画以前の建設、建築をした建物に対してということでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） 補助要綱の部分だけではなくて、色彩の変更とかにも含めて聞いたところなんですけども、条例の制定前からある既存の建物については、制定した景観条例が適用できないというふうに何か答弁をいただいた記憶があるんですけども。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） その条例以前に建てたものに対して、この要綱が適用できないという意味でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この補助要綱自体は、それ以前の建築に対するものということで考えていますので、そういうふうにはなっていないかと私のほうは理解しておりますけど。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（７番 本願 和茂議員） それについて聞いたのは、私は適用できないというふうに捉えていたので、適用できない条例制定前の施設であっても、やはり、関係性がよくなって、町の方針とか、そういうのを理解してもらおうと、しっかり歩み寄っていただいて、こういうふうに改修もできますので、今後、こういった条件がある施設、建物等については、しっかり理解をしていただいて、色彩等の変更をしていく必要があるのでは、既存の、条例制定前の既存の建物だからといって諦める必要はないのではないのでしょうかというふうに聞きたかったんです。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 本願議員のおっしゃるとおり、それ以前のものについて、特に景観を阻害するものについては、こういう形で支援できるということで御理解いただくといいと思います。

以上です。

○議員（７番 本願 和茂議員） 以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから補正予算議案８件について、討論、採決を行います。

初めに、議案第５３号令和４年度高千穂町一般会計補正予算（第５号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５４号令和４年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５５号令和４年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５５号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５６号令和４年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５６号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５７号令和４年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５７号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５８号令和４年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５８号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５９号令和４年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第５９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第６０号令和４年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第６０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第６０号は原案のとおり可決

されました。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第11. 議案第41号

日程第12. 議案第42号

日程第13. 議案第43号

日程第14. 議案第44号

日程第15. 議案第45号

日程第16. 議案第46号

日程第17. 議案第47号

日程第18. 議案第48号

日程第19. 議案第49号

日程第20. 議案第50号

日程第21. 議案第51号

日程第22. 議案第52号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第11、議案第41号から日程第22、議案第52号までの決算議案9件、条例議案3件、合計12件を一括議題として質疑を行います。

また、質疑をされる方は議会申合せ事項を遵守していただき、委員会付託予定議案ですので、所管課長、施設長への質疑は極力控えていただくようお願いします。

さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。

議案第41号令和3年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について、町長にお伺いしたいと思います。

令和3年度の決算ですけれども、平成26年から7年連続で続いていた実質単年度収支の赤字が8年ぶりに黒字となりました。要因の一つとして、令和3年度については財政調整基金からの繰入れがなかったことがあるのかなというふうに思います。近年、財政調整基金からの繰入れが常態化していたにもかかわらず、令和3年度についてはなかったということなんですが、財政調整基金から繰入れをしないということについては、町長から非常に強い意志があったのではない

かなと想像しているんですが、町長にお尋ねしたいんですが、令和3年度について、先ほど言いましたとおり、財政調整基金からの繰入れをしないという方針があったのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

財政調整基金の繰入れにつきましては、可能な限り行いたくない。財政調整基金を取り崩したくないという思いは常に持っておりますし、また、財政課長はじめ財政課担当で、そのあたりやりくりをしっかりとやっていただいたというふうに思っております。

令和3年度につきましては、ありがたいことでありますけども、地方交付税につきましても、普通交付税が3億以上多かったというところでありましたので、このあたり非常に大きかったなというふうに思いますし、また、新型コロナ対応の交付金について、一般財源でもやれるといたしますか、通常だったら、それでやるようなところも、何とか、コロナの交付金をうまく活用できないものかというようなところも、各課一丸となって取り組んだところであります。

そういった成果があったことと、あと、財政調整基金については、可能な限り予算積立てを行いましょうというところも、行った。そういったことによって、黒字にすることができたということでございますけれども、今後とも、そのような意識を共有しながら全庁一体になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） その3年度については財政調整基金からの繰入れがなかったわけですが、今度の4年度については、今回の補正予算見ましても、財政調整基金からの繰入れをしています。4年度の予算については、当初予算の3月議会の説明の際に、令和3年度が余裕が出そうなので、その分を前借りするといいますが、その分で財政調整基金から繰り入れるという説明を町長もされていたと記憶しているんですが、ただ、そうすると、実質単年度収支の黒字と赤字が1年置きに繰り返されるというような状況にもなるのかなというふうに思っています。そういう黒字と赤字を繰り返すというのも、それはそれで財政が健全なのかどうか、どっちなんだということになるのかなと思うんですが、町長にお尋ねしたいのは、町長として、令和3年度の決算を受けて、また、現在の令和4年度の状況も踏まえて、高千穂町の財政の状況をどのように見ているのか、お答えいただければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

確かに令和3年度は黒字化と、黒字で決算を終えることができたということは本当によかったなと思っておりますけれども、実際のところ、令和4年度の交付税につきましては、人口の、算

定に使われる人口が国勢調査令和２年度の基に算定が始まりますので、少し下がりそうだと
ところが懸念しているところでもあります。そういった中、新たな財源を確保して、何とか最終
的には黒字決算を目指したいというふうには思っておりますけれども、そういった流れの中
で、新たな挑戦として、ふるさと納税等もしっかり確保していく。また、町として、稼げる
取組というように中において、まちづくり公社の立ち上げをすることができましたので、
まだまだふるさと納税については、サイトなども全く作り直したというところもあるので、
そこらあたり、まだまだ効果が出てくるのは今からだなというふうに思いますけれども、
そういったところもしっかり機能しながら、財源を確保していくというところを取り組んで
いきたいと思いますが、また、新たな国の経済対策であるとか、コロナの関連の交付金。
そういったところも新たに打ち出されてくるのではないかなと思いますので、そのよう
な中で、活用できる財源はフルに活用していくということを、また財政課長ともし
っかり協議をしながら、可能な限り黒字化を目指す。財政調整基金を可能な限り取り
崩さないということで取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 財政をよりよくしていくには、町長おっしゃると
おり財政調整基金をなるべく取り崩さないということがまず必要になるのかなと思っ
ていますし、そのためにも、これまでもずっと一貫して取り組まれている起債償還額
を超えない範囲で起債を活用するという必要だと思っています。

その起債について、監査委員から意見書の中で、非常に重要な指摘だと思った点がある
んですけど、１５番の意見書の２９ページの箇所です。２９ページの箇所に、近年
辺地対策事業債の借入れがないという指摘がされています。私もこういうこと知らな
くて、今回初めて知ったんですけども、調べたら、この辺地債は８０％を交付税が
見てくれるということで、よく私も耳にする過疎債、過疎債だと７０％というこ
とで、過疎債よりも、この辺地債のほうが有利なのかなという印象を持っているん
ですけども、ここで、町長か、あるいは、財政課長になるのかもしれないんですが、
近年、辺地債の活用がなかった理由等があれば、お教えいただければと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 財政課長。

○財政課長（興柵 貴俊課長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

辺地債の利用がなかった経緯等につきましてですが、本町におきましては、辺地と
して該当しますが、五ヶ村東西、跡取川、芝原東西、山附、三原尾野、黒仁田、尾
狩、秋元、上岩戸、日向、日出の一部となっております。それぞれの地区におき
まして、該当事業等が実施される場合におきましては、辺地計画を議会のほうに
提出して、その事業を行って辺地債を借り入れるとい

うことでありますが、これについては当面借入れを行っておりませんで、これについて、実際に該当地区がなかったのかどうかについて詳細が分からない状態ではあります。実際になかったのか、該当地区がなかったのかという点については、ちょっと、この場ではお答えができない状態ですけれども、今後、それぞれの地区において、辺地債に拾うことができる事業がないのかということについては、精査して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、該当するものがあればということになるんでしょうけど、もし、あれば、より有利な起債というものも検討していただければというふうに思います。財政健全をするためには本当にいろんなことをやっていく必要があると思うんですけれども、以前から議会でもよく指摘がある点なんですけれども、やはり、行政が本当にやらなければいけない仕事と行政がやらなくてもいいんじゃないかという仕事を分けて、行政がやらなくてもいいんじゃないかという仕事については、民間に出すなり、完全にやめてしまったりが必要じゃないかということは、もう本当に毎年のように議会からも指摘があるんですけれども、具体的によく話に上がるのが、光ケーブルですとか、養魚場ですとか、水族館といったあたりなのかなと思います。毎年こういう質疑もするんですけれども、そのたびに答弁として、検討は進めていますということではいただいているんですが、そのあたりの光ケーブルですとか、養魚場、水族館の検討が今現在どのような段階まで進んでいるのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えをいたします。

光ケーブル施設につきまして、できれば、町から離したいと、譲渡できないかというところはお話をしておりますけれども、一旦、具体的に出していいかですけども、NTTさんとか、ケーブルメディアワイワイさん、そういったところに見積もりといいますか、それを取ったところ、町がこれまで、逆に町が光ケーブル施設を利用させてもらう。利用料といったことも払うような形になりますけれども、そういったときに現状よりもお金がかかるといったような見積もりでありましたので、これじゃあ意味がないよねというところであります。1番課題となるのは、テレビ高千穂の映像配信、独自の映像配信です。この部分について、結構お金がかかるというところで、これをやめてしまえば、そうでもないということでもありますけれども、ぜひ、テレビ高千穂の事業は残したいなというふうに考えておる中で、新たな条件を、こういった形もできるんじゃないでしょうかというようなことのやり取りを今まだ継続中だというところでもあります。光ケーブルにつきましては。

あと、養魚場につきましては、養魚場をどうするかということも前から、本当に赤字、場合に

よっては赤字のような事業を町がどこまでやっていくんだというところについては、その利用されている、魚、ニジマスとか、それを利用されているお宿などから意見を聴取したりということを進めているのと、あと、そこをぜひ事務所の利用も含めてやれないかというようなお話もいただいておりますけれども、まだ、それを最終的に結論を出すには至ってないということでありまして、引き続き検討していくというところでの答えに今日はなりますけれども、結果が出せるように詰めていきたいというところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、検討のほうを続けていただければというふうに思います。

あともう1点お伺いしたいと思いますけれども、行政がやらなくてもいいものはどんどん行政から外していくということによって、そうすることで、町の職員も減らしていけるんじゃないかと。そうなれば、団体としてスリム化できるということで、スリム化できれば支出も減りますので、結果として財政的にもよくなるということが考えられるんですが、ただ、職員数ですね、職員数を見ますと、令和2年度の3月末だと277人、令和3年度の3月末だと285人、令和4年の3月末だと288人と、ここ3年間については増えていっているのが実情となっております。そこで職員数についての町長のお考えをお聞かせいただきたいんですけれども、町長として、やはり、必要があれば、職員を増やすことはやむを得ないというお考えなのかどうか、お聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

今、様々に新たなことを検討するという中において、町長部局においても若干増えているという状況ではございますが、先ほどあった光ケーブル事業などは、外に出せるとなれば、人も減らせるなということは考えている、そういうところを念頭に置いているところでございまして、可能な限り仕事はスリム化して、人員削減につなげたいと。行財政改革という中で、仕事の統合であるとか、場合によっては、仕事の今の課に割りつけている仕事の再編といいますか、そういったことも考える必要があるかなというふうには考えております。

また、病院等について、慢性的に人手不足だというところがございまして、こちらについては、統合再編も控えている中において、様々に不安な要素もありまして、かつ、今、コロナの中において、病院もドクターもスタッフもかなり疲弊しているという状況にございまして、今後病床を有効に活用していくという3町の病院を活用していくということになったときに、高千穂町急性期一本化するということになれば、どうしてもスタッフ、今、不足しているという状況は否めませんので、病院等については正職員を補強するというところを今考えているところでござい

ますので、そういったところについては、やむを得ない部分があるかなというふうに思っております。

トータル的に様子を見ながら、少しでも、そういった人件費削減ができるようなところについては、仕事の再編について検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（５番 板倉 哲男議員） 財政改革は本当に終わりのないことですので、今後も引き続き取り組んでいただきまして、結果として、住民福祉の向上というところにつなげていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑はありませんか。工藤博志議員。

○議員（１１番 工藤 博志議員） １１番、工藤。

議案第４１号につきまして、町長のほうにお伺いしたいと思います。

まず、歳入でありますけれども、歳入の主たるものは自主財源と依存財源であるわけですが、自主財源についてお伺いをしたいと思います。

自主財源の中には、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税が主たる財源であります。中でも、町民税と固定資産税が９割以上を占めるかというふうに思っておりますが、その中で、固定資産税についてであります。今回、不納欠損金が１，３００万以上というようなことで報告を受けたわけなんです。これが前年対比２５７．２％という非常に大きな数字になっております。金額にして、２，２００万程度でありますけれども、この不納欠損額が件数にしますと４０件というようなことで監査報告は受けておりますが、これについても法律に基づいた処理というふうに報告は聞いております。そういうことでありますけれども、正直に真面目に一所懸命働いて納税している人、また、納めなくてもいつかは時効になるというような考えの方もいらっしゃるかというふうに思いますが、こういう不公平があってはいけないというふうに思うわけですが、国民の三大義務である納税の義務を町民にどのようにＰＲといいますか、お知らせして、納税をしていただくか。そういったことを毎回附帯意見等々でも言っているわけなんですけれども、町長が職員に対する考え方なり、町民に対する納税の義務の在り方をもう少し知らしめたらいいんじゃないかという考えで質問をさせていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

納税につきましては義務でありますので、今、実際には、現年度の納税については、かなり近

年高い実績を上げているというのが実情でございまして、非常に職員も頑張ってくれているというふうに認識をしております。ただ、過年度分について、法的には時効ということになっていると、処分してもやむを得ないというものが、これまで大口の滞納というのがございました。こちらについて、現年度分を優先して納付をしていただくということ。これは先ほど工藤議員がおっしゃったとおり、平等に皆さん納税の義務に応じていただく必要があるということで、少しでも滞納は許さないというようなことで、税務課も一丸となってやっている中で取り組んでおりますけれども、まず、現年分を優先して収納しております。そうした中で、過年度分について、これまでも大きい事業所の中には、検索に入ると、そして差し押さえる、公売する、口座も差し押さえるといったことも、さんざんやってきたところで、どうにもならない部分について、不納欠損という対応を取った部分であります。過年度分から少しずつ、どんどん滞納が膨らんでいくということになったときに、実際税務課の職員も、もう、この大きなものが、どうにもならないものが、ずっと残り続けるということになると、税務課の徴収に対する意欲というところも、なかなか上がっていかないという実情があります。そういったところを踏まえて、もう現年分を優先して、過年度分、どうしても、もう、どうにもならない部分については、もう事業を辞めていただかなければどうにもならないといった事情があります。そこまでするのはどうなのかというところもあって、法的な面から見て、不納欠損してもやむを得ないところについては、そのような対応をしているというところが実情でございます。

今後とも、これから課税されていくものに対して、税務課も一所懸命やっていきますし、また、私としても、町としても、現年分、滞納は駄目ですというところについては、窓口対応も含め、また、広報等も含めて、しっかり周知を図っていくということ、高千穂町は滞納駄目ですよというところの意識づけ、これをしっかり町全体で取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 先日でしたか、国民健康保険税ですか、あれの徴収率が高千穂町は非常にいいということで報道されておりましたが、そういった部分でも、税金全て町税にしても国税にいたしましても、税金で成り立っている行政でありますので、ぜひ、そこらは、町民にも周知をしていただいて、納税の義務を果たしていただきたいというふうに思います。

歳出につきまして、1点伺いますが、翌年度繰越金が今回3億7,600万円ほどございますが、これにつきましては明許繰越と同じ考え方かなというふうに思いますが、コロナ関係で事業等ができなかった部分もあるかというふうに思いますけれども、3億7,000万残った上に令和4年度の当初予算も消化しなければならないということになれば、かなりな職員にも負担がかかるのではないかとということで、結局、令和4年度の事業がまた消化できないということになれば

ば、何でもないかなというふうにも思うわけですが、そういった部分で、支払いだけ残っていた繰越金であればよろしいわけですが、事業本体残っていた場合には、そういったときに、職員に負担も大きいかと思えますけれども、なるべく繰越金、明許繰越がないような事業を進めていただきたいというふうに思いますが、これについて町長のお考えをお伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

今回、明許繰越分についても、3億7,600万ほどありますけれども、なかなか土木関係の事業も多くございますけれども、資材のなかなか入ってこないとか、あとは人手不足といったこともあって、なかなか思うように進まない、現場が進まないというところもあるというふうに認識をしておりますし、また、去年も申し上げたんですけれども、繰越しになったことによって、事業者によっては年度初め仕事がない時期から仕事があるといったこともあるようでありますし、国の予算のつけ方として、繰越し前提で、国の補正予算を基に事業が採択になったと。国は繰り越すことが前提だという中で、町も手を挙げて採択になった事業などもございますので、繰越しもやむを得ないといった事業も多々ございますので、そういった事情も御理解いただければというふうに思います。

基本は年度内に可能な限り終わらせるということが基本であろうかと思っておりますので、そこあたりは庁舎内で意識を共有して、そういった考えの下に可能な限りやっていこうということは、再度協議したいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 事業課が特に多いかというふうに思いますが、職員の負担がかからないように、年度当初にうまく計画を立てていただいて、当初の予算は年度内に消化できるように、ぜひ、職員同士で力を合わせてやっていただきたいと思います。そういったところにも、町長、副町長の目を、目配りをしていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、不用額ですが、不用額につきましても、3億6,900万ほど発生いたしておりますが、以前は事務事業の節約あるいは、職員の努力によって、不用額が出たんだというようなことで、美談とされておりましたけれども、これだけ財政いろんな部分で厳しくなれば、当初予算でもう少し精査も必要ではなかったかというふうに思うわけですが、このことについて、町長お伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

不用額は3億6,900万余あるということでありまして、これは補正予算、3月の最

終補正の段階で、可能な限り予算を現状に近づけるというところで、不用な部分については予算を減額するようというので、財政課のほうから指示がしてありますけれども、そこで、コロナによって、なかなか不透明な部分があったりして、これは支出があるかもしれないから、落とし過ぎるともうできないんでというようなところがあって、例年よりも余裕を見て予算を維持したという部分も事情としてはございます。

あと、これまでは、最終専決処分の際に、何十万、本当に少額の何万。そういったところまで、実際の支出に近づけるように減額をしておりましたけれども、あまり細かくやり過ぎることによって、最後に合わせつけるんじゃないくて、3月の補正で、各課でしっかり今年度の見通しをしっかりと把握して、補正、減額するなりしてくださいということで、財政課の方針として、今年度については、最終の専決では細かい調整は行わなかった。財源の調整のみにとどめるということで行ったため、予算に対して不用額がかなり多く出たというところでございます。来年度、これだけ多くなったということも踏まえて、3月の最終補正の段階で、さらに精査をして、その段階で予算残となるところについては、各課の責任において減額補正をするというところをさらに徹底していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） 議案第50号です。消防団条例の件につきまして、総務課長ですか、お伺いをしたいと思います。

この新入団の減少ということで、恐らく定数も削減になってきたと思います。これは、何も本町だけで限らんで、やはり、全国的な傾向だと言われております。それで、いわゆる団員、私どもおる頃は600人ぐらい超していたんですが、もう今450人と、今度も80人ぐらい減少ということです。

一つ心配されるのが、いわゆる積載車とか、小型消防自動車は、そうは減っておらんと思うんですよ。その辺の維持管理。いわゆる部の管理。部の活動が維持できている状態なのか。その辺を分かりましたら、お知らせ願います。

○議長（坂本 弘明議員） 総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

おっしゃられたとおり、年々団員数が減っているということで、地域によっては、消防自動車の管理もままならないところもあるということであります。そういうところについては、地域内で統合等をしていただいたりして、不必要な車については出していく。なくしていくというような取組も行っております。団本部の中では、減ることによって、あるいは近年のコロナ禍にあって、団員の操法のことも含めて、未熟な部分も出てくるんじゃないかということもあって、そう

いう対策もやっていかなくちゃいけないということで、話し合いをしている状況です。今後とも、そういう形で適切に対応していけるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤定信議員。

○議員（１４番 佐藤 定信議員） 団員が減ったために、少数、部の団員の負担が大きくなってはいかんと思うんです。それと、やはり、維持管理をしていかなければなりませんので、それに見合った団員がおるかどうかということも検証しなければならんと思います。

消防団の意向もちろん大事で、分団長会で恐らく話し合っていると思いますが、この団員と消防自動車とか、積載車等の数を考えてみた場合に、やはり、再編の検討もやっていくべきではないかなと、そういう時期に来ているんじゃないかなと私思うんですが、その辺の検討も幹部会等で、ぜひ、慎重に審議をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから、ただいま質疑のありました議案の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第４１号については、お手元に配付の令和３年度一般会計決算審査特別委員会の設置のとおり、議長を除く１２名で構成する特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第４１号は令和３年度一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、議案第４２号から議案第５２号までの議案１１件については、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第４２号から議案第５２号までの議案１１件については、委員会付託一覧表のとおり付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました令和３年度一般会計決算審査特別委員会には、委員会条例第８条の規定により、正副委員長を置き、正副委員長は委員会において互選することになっています。したがって、次の休憩中に年長委員において委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩します。

午前11時41分休憩

.....

午前11時45分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和3年度一般会計決算審査特別委員会における正副委員長が決定しましたので、その結果を報告します。

委員長に本願和茂議員、副委員長に佐藤さつき議員がそれぞれ選任されました。

----- . ----- . -----

日程第23. 議発第1号

日程第24. 議発第2号

日程第25. 議発第3号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第23、議発第1号から日程第25、議発第3号までの高千穂町名誉町民の称号贈与についてを一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。工藤博志議員の登壇を許します。

○議員（11番 工藤 博志議員） 議員発議第1号から第3号までの高千穂町名誉町民の称号贈与について。

高千穂町議会会議規則第14条の規定により、佐藤定信議員、富高健一郎議員の賛同を得て提出するものであります。

今回3名の方を提案させていただきますが、皆様御承知のとおり、本町へ多大な貢献はもとより、卓抜した識見や行動力で、町民の信望と尊敬の念を得られている方々であります。

まず、議発第1号、高千穂町大字上野1461番地、緒嶋雅晃氏であります。

昭和42年4月、26歳の若さで上野村議会議員に初当選。昭和44年4月に上野村が高千穂町に合併。引き続き高千穂町議会議員として、通算7期19年10か月間にわたり在職。昭和60年10月から副議長として、1年4か月間、地方自治の発展に大きく寄与されました。また、昭和62年4月、その人柄と実績により、地域住民から強く推され、宮崎県県議会議員に初当選。以来8期32年の長きにわたり在職。その間、文教警察企業常任委員会等の委員長を歴任。宮崎県の重要な課題に積極的に取り組み、さらに、平成8年4月から副議長として1年間。平成13年7月から2年1か月間、本町出身の県議会議員では初の議長に就任されました。その間、道路網の整備推進は最重要課題と位置づけ、国道218号線、高千穂バイパス全線開通に尽力されるなど、多大な貢献をされました。

次に、議発第2号、高千穂町大字田原2129番地、内倉信吾氏であります。

昭和40年5月1日に本庁に奉職以来、33年2か月。その間、財政、総務課長を歴任。平成11年3月より収入役として、3年10か月就任されております。この町に住んでよかったと思えるまちづくりを目指して、平成18年12月、高千穂町長選に初当選以来、3期12年、本町及び地方自治発展に寄与されました。世界農業遺産認定や祖母傾大崩ユネスコエコパークの登録、西臼杵消防本部の設置や町内全域に光ケーブルの整備など、記憶に新しい功績を残されました。

次に、議発第3号、高千穂町大字三田井1037番地、後藤俊彦氏であります。

高千穂神社の禰宜を経て、昭和56年宮司に就任。令和3年に全国約8万の神社をまとめる神社本庁から長年の奉仕を通じて、神社会で大きな功績を積み、人格や識見に秀でた神職に授与される最高位の称号長老を授与されています。神楽伝承に尽力され、神楽関連の書籍出版。昭和47年から観光神楽のために境内に神楽殿を建立されました。現在はユネスコ無形文化財遺産登録に向けて、高千穂の夜神楽伝承協議会会長、九州神楽ネットワーク協議会会長、全国神楽継承・振興会設立準備会会長などの要職に就かれ、その中心となって御尽力されております。

詳細につきましては、それぞれ功績調書、身分調書、履歴書を添付しておりますが、3名ともに本町発展に絶大なる御尽力をいただいた功績は顕著であり、町民が深く尊敬に値すると認めるものであります。

よって、高千穂町町制施行100周年事業の開催に当たり、高千穂町名誉町民の称号を贈与することに議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

令和4年9月2日議会運営委員長、工藤博志。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、提出者の説明が終わりました。

お諮りします。議発第1号から議発第3号までは、質疑を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号については、質疑を省略することに決定しました。

これから議発第1号高千穂町名誉町民の称号贈与についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議発第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

これから議発第2号高千穂町名誉町民の称号贈与についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議発第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

これから議発第3号高千穂町名誉町民の称号贈与についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議発第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時56分散会
